

屋外広告物現況調査の実施について

現在市内には多くの屋外広告物が掲出されています。屋外広告物条例に則って設置するよう指導していますが、未申請物件や基準不適合物件など問題を抱えた物件も数多く存在し、これからの対応が課題となっています。また、全国の自治体が同様の問題を抱えている中、現状の把握をどのように行っていくかも課題となっています。そこで、それぞれの課題に対応するにあたって、屋外広告物が適正に設置されているのか現状を把握する目的から、地域特性の違う下記2地点を調査対象に選定して現況調査を行いました。

1、調査の対象地区

(1) 中心商業地区

【調査年月日】 平成30年12月18日・20日
【調査箇所】 JR衣笠駅周辺(約1,000m)
【調査結果】 広告物総数 1,880件
屋外広告物総数 1,295件
違反広告物数 398件
適正掲出率 69.27%

広告物総数(1,880件)					屋内表示 (585件)
屋外広告物総数(1,295件)					
申請不要(903件)		申請必要(392件)			
		申請有(40件)	未申請(352件)		
適正 (857件)	違反 (46件)	適正 (40件)	申請によって 適正になる (324件)	申請しても基 準不適合 (28件)	

(2) 郊外主要沿線地区

【調査年月日】 平成30年10月18日・25日
【調査箇所】 県道26号横須賀・三崎線の一部(約4,200m)
【調査結果】 広告物総数 1,434件
屋外広告物総数 1,138件
違反広告物数 319件
適正掲出率 71.97%

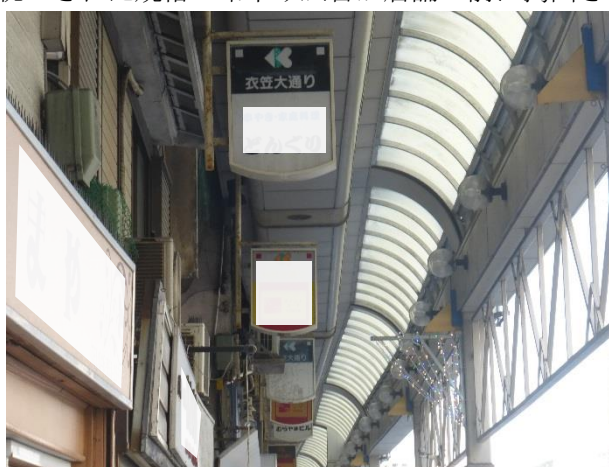
広告物総数(1,434件)					屋内表示 (296件)
屋外広告物総数(1,138件)					
申請不要(714件)		申請必要(424件)			
		申請有(149件)	未申請(275件)		
適正 (670件)	違反 (44件)	適正 (149件)	申請によ って適正にな る (214件)	申請しても基 準不適合 (61件)	

2、 中心商業地区の現状

J R 衣笠駅周辺には衣笠商店街振興組合、衣笠仲通り商店街協同組合、衣笠東通り商店会の3つの商店会があり、通りの多くは商店会が所有するアーケードで覆われている。J R 衣笠駅周辺は申請の必要がない少量・小型の広告物を掲出する個人商店が多くある。また、屋上広告塔や袖看板等を掲出する金融機関、全国に展開する飲食店などが建ち並んでいる。

商店街が所有しているアーケードには、統一された規格の吊下げ広告が店舗の前に掲出され賑わいを創出している。その中で破損・汚損をしている状態のものはなく、適正に管理されていた。

申請状況について、申請の必要な物件のうち、適正に申請されているのは、10%で低水準であった。また、未申請の物件のうち、店舗全体が未申請である物件は全体の82.42%、店舗自体は申請があるものの一部未申請の物件がある店舗は全体の17.58%であった。昨年実施した京急久里浜駅周辺地域でも、申請の必要な物件のうち、店舗全体が未申請であった物件は全体の82%で、今回と割合はほとんど同じであった。中心商業地区では申請漏れの物件よりも、店舗自体の申請をしていない割合が高い傾向にある。



商店街が所有しているアーケードに設置されている広告物は適正に維持管理されており、破損・汚損している物件はなかった。

また、店舗の規模で比較すると、他の地区と同様に個人商店の多くは申請の必要な量までは掲出しおらず、個人商店の申請は少ない。

基準不適合の多くは袖看板の下端の高さが不足していたものであり、改修等による是正が必要である。なお、未申請物件のほとんどは設置基準に適合しているため、申請されれば適正になる。

他法令（道路占用許可等）の関係では、置き看板やのぼり旗を掲出している店舗の中には、歩道上にはみ出し、道路占用違反の状態のものがあつた。道路占用違反の状態にある店舗は、

10 m²以上掲出しているにもかかわらず申請されていないため、制度自体を知らない可能性が高い。

3、 郊外主要沿線地区の現状

今回調査した衣笠町から上町までは、横須賀中央駅へ続く県道 26 号横須賀・三崎線の一部となっている。衣笠町から衣笠十字路の県道沿線は、違反率が 36.59%であり、衣笠十字路から上町までの 20.78%と比較すると違反率が高く、どちらの場合も違反となった理由の 90%以上が未申請によるものだった。

昨年の調査では郊外主要沿線地区の場合、長井から林までと林から小矢部までを比較すると、中心商業地区に近づくにつれて広告物が増え、違反率も高くなっていく傾向があった。今回調査した衣笠町から衣笠十字路までと衣笠十字路から上町までの区間で比較すると、衣笠十字路から上町まで続く道には商店会が多くあり、店舗で管理されている広告物もあることから、衣笠町から衣笠十字路までの区間の方が違反率は高い傾向にあった。また、中心商業地区に近づくにつれ、広告物が増えることで未申請による違反が多くなっている。小規模な店舗で形成された商店会が沿線に並んでいるためか、10 m²以下に収まっている店舗が多くあった。そのため、屋外広告物条例を理解しているというよりも、結果として申請をする必要がないため基準に適合しただけのように思われる。

申請が必要となる総量 10 m²を超えている店舗の中には、全国チェーンの店舗も含まれており、制度の周知が十分に行えていないこともあるが、申請に対する意識が低いことが窺えた。

特定屋外広告物（4 mを超える工作物確認を必要とする物件）は、申請が必要であるが、6 件のうち、申請があったの

が 1 件のみであり、特定屋外広告物の申請に対する意識が低い。規模が大きな看板に対しては、安全点検の実施を徹底するため、確実に申請まで繋げる必要がある。なお、県道沿いに大型店舗がないためか、衣笠十字路から上町までは特定屋外広告物の設置はなかった。

また、申請が必要な広告物のうち、未申請物件の 17.82%が広告塔・広告板であった。昨年調査した郊外主要沿線地区が 16%であり、割合としてはほとんど変わりがなかった。

違反広告物のうち、破損・汚損している広告物は 7 件で違反広告物の 2.19%だが、破損は安全面に支障をきたす恐れがあり、また汚損は景観に悪影響を及ぼすため、適正な管理が求められる。



全国チェーンの店舗でも未申請となっている場合もあった。

4、確認された問題点についての対応方針

(1) 車歩道上に掲出されている違反広告物について

指導しても改善の見られない店舗については、景観美化パトロールを引き続き実施する。そのことにより、掲出者に景観や安全なまちづくりへの意識を高めてもらい、違反広告物の軽減に努める。また、敷地と歩道の境を誤認しているなど制度や規制を理解していないケースもあるため、道路管理者と連携して周知徹底に努める。

(2) 未申請のチェーン店について

申請が必要にも関わらず、これまで申請を行わずに広告物を掲出してきたチェーン店については、他店舗も同様に未申請の場合があり、法令順守に問題があるとも考えられ、条例の周知と申請に向けた指導が必要である。

また、店舗を任されている店長や代理店に対して個別に指導を行うのではなく、本社の管理部門に対し、条例の周知と申請手続について指導を行い、同一経営による他店舗についても屋外広告物の適正な管理につなげる。

(3) 申請漏れのある店舗について

適正に許可を受けている店舗においても、のぼり旗や広告幕などの簡易広告物は常設広告物と許可期限が違うため、同じ申請書で申請できない等、申請者側の負担が多いこともあり、未申請となることが多いと考えられる。加えて、ガラスの外側に貼られたシートやシールなど未申請となる割合が高く、屋外広告物としての認識が低くなっている。そのため、許可の継続時に追加物件がないかを申請者に確認し、簡易広告物の掲出やガラス面への設置がされている場合は、速やかに申請するよう指導する。

また、簡易広告物は常設広告物に比べ、法令順守の意識が低いとも考えられるため指導を徹底する。

(4) 未申請の広告物について

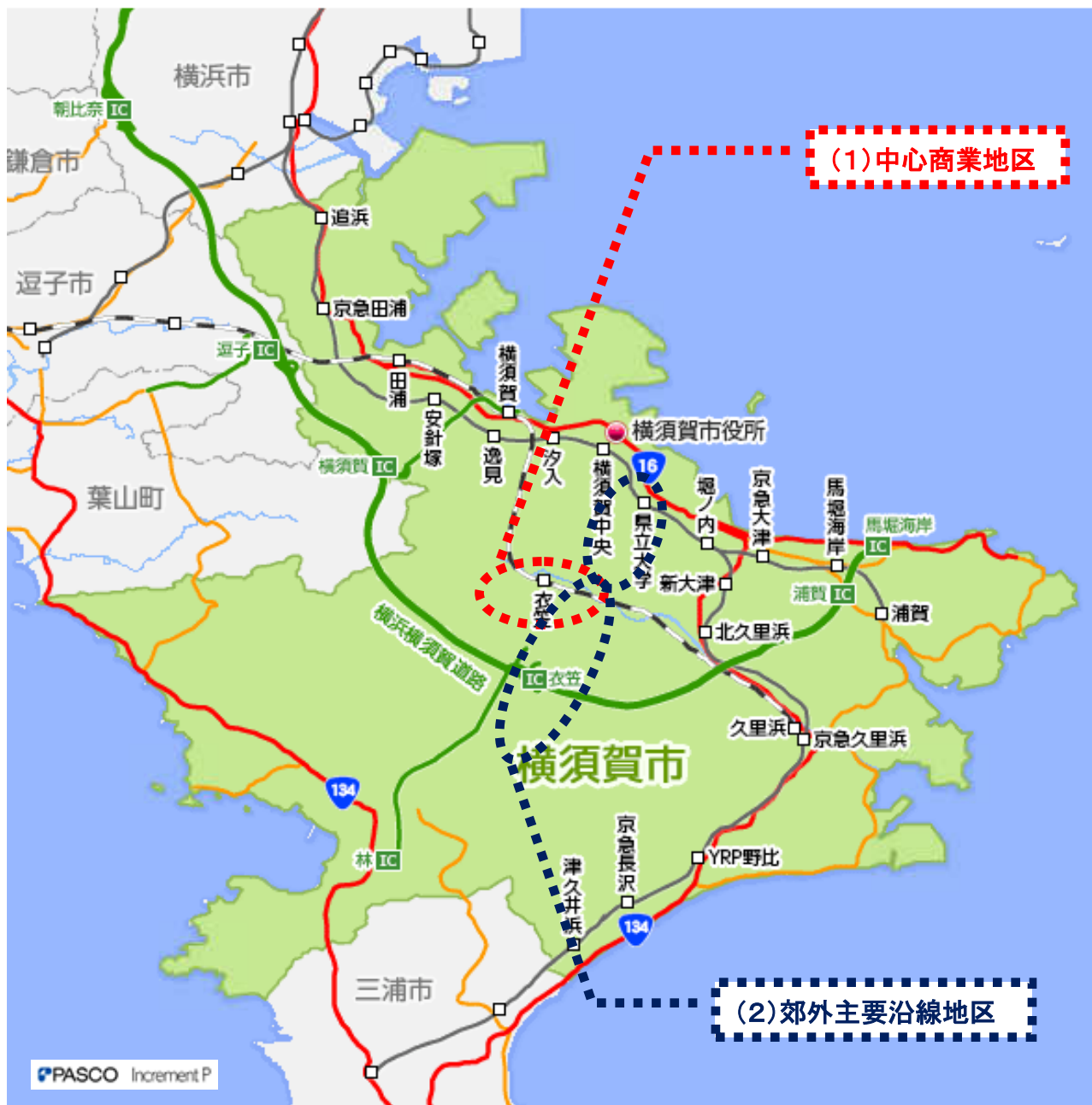
未申請物件の中には、申請をすることで適正になる広告物が多くあるため、未申請物件を多く掲出している店舗から順に、条例の周知と申請手続について指導を行う。また、申請しても基準不適合の物件については、違反度の高いものから、順次指導を行い、屋外広告物の適正な管理につなげる。

(5) 破損・汚損している広告物について

破損・汚損している広告物は、現在営業をしていない店舗に設置されている場合や敷地内に管理者がいない第三者が該当している割合が高い。そのため、所有者を特定し、適正な掲出を求める必要がある。万が一事故が発生した場合には、所有者に責任が発生することになるため、安全管理について理解をしてもらい、除却、改修

等の適正な管理につなげる。

5、調査対象エリア





屋外広告物安全点検実施の依頼について

平成 30 年 9 月 30 日に台風 24 号が本州に上陸し、全国で看板の損壊する事故が起きました。また、看板ではありませんが、平成 30 年 10 月 1 日には横浜市中区で建物のパネルが落下し、近くを歩いていた男性に当たる死亡事故が発生しました。

平成 27 年 2 月 15 日に札幌市中央区で発生した看板の落下事故後には、国土交通省の依頼により全国的に安全点検を行いました。台風 24 号の後に国土交通省から安全点検を実施するよう依頼はありませんでしたが、他都市の事故状況を鑑み、看板の危険性について再度注意喚起することを目的とし、安全点検の実施を依頼しました。なお、今回の安全点検は法令等に基づくものではなく、設置者に対して協力を依頼したものです。

1、対象物件

- (1) 許可を受けた屋上広告塔、屋上広告板、壁面広告、袖看板、広告塔、広告板などの屋外広告物
- (2) 対象物件を掲出している対象設置者がその他掲出している落下等により公衆に対する危害を及ぼしかねない屋外広告物

2、対象申請者数

313 件

3、対象許可数

668 件

4、その他注意喚起

- (1) 広報紙による啓発
- (2) ホームページによる啓発
- (3) 継続申請時の啓発



許可、業登録、違反広告物の除却等の実績

1. 許可件数

種 類	新 規	継 続	合 計
広 告 板	52	40	92
広 告 塔	129	67	196
壁 面 広 告	464	343	807
屋 上 広 告 板	10	2	12
袖 看 板	18	41	59
置 き 看 板	22	6	28
屋 上 広 告 塔	22	12	34
広 告 幕（3 年）	15	5	20
広 告 幕	14	12	26
電 柱 広 告	2,007	1,875	3,882
アドバルーン	0	0	0
標 識 広 告	10	128	138
車 体 広 告	141	220	361
ア ー チ	0	1	1
吊 下 看 板	0	4	4
は り 紙	0	0	0
は り 札	2	0	2
立 看 板	0	0	0
の ぼ り 旗	123	152	275
バス上屋広告	13	0	13
合 計	3,042 物件	2,908 物件	5,950 物件
許 可 申 請 件 数	216 件	136 件	352 件
許 可 申 請 手 数 料	3,594,250 円	2,496,950 円	6,091,200 円

2. 屋外広告業の登録件数

(平成 31 年 3 月末日現在)

	市 内	県内（市内除く。）	県 外	合 計
屋外広告業登録	0	0	1	1
特例屋外広告業届	31	226	432	689

3. 違反広告物除却件数

	種 類 別					業 種 別			
	はり紙	はり札	立看板 置看板	のぼり旗	合計	不動産	金 融	その他	合計
委託業者	48	64	45	0	157	59	0	98	157
直 営	2	0	0	0	2	0	0	2	2
協 力 員	136	5	0	0	141	2	0	139	141
合 計	186	69	45	0	300	61	0	239	300

4. 広告景観推進協力員の活動

実施日時	集合場所	対象地区	実施内容	参加人数
4月12日(木) 午後2時	京急堀ノ内駅改札口	堀ノ内～中央	ケイビパト	8人
5月10日(木) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	雨天中止
6月5日(火) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	11人
7月6日(金) 午後2時	京急追浜駅改札口	A: 追浜駅周辺 B: 追浜駅～京急田浦駅	ケイビパト	雨天中止
8月2日(木) 午後2時	J R 衣笠駅改札口	J R 衣笠駅周辺	ケイビパト	7人
8月23日(木) 午後2時	市役所3号館3階 302会議室	—	意見交換会	7人
9月10日(月) 午後2時	追浜、中央及び久里浜地区		屋外広告の日 キャンペーン	雨天中止
10月11日(木) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビパト	9人
11月9日(金) 午後2時	J R 衣笠駅改札口	J R 衣笠駅周辺	ケイビパト	雨天中止
12月13日(木) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	10人
1月10日(木) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	10人
2月5日(火) 午後2時	衣笠行政センター前	A: J R 衣笠駅周辺 B: 衣笠行政センターから北久里浜駅	ケイビパト	7人
3月8日(金) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビパト	7人

※ 広告景観推進協力員数 18人(平成31年3月末日現在)

※ パトロール8回実施。意見交換会1回実施。

5. 条例第 11 条特例許可事例（第 27 回景観審議会 平成 30 年 11 月 19 日）



6. 改修事例

基準に合っていない広告物（表示量超過）



基準に合っていない広告物（下端の高さ不足）



台風により破損した看板



破損した看板



是正された店舗

